明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔デジタル庁令・省令〕
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務六）　一
〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六〇）　五
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一二）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一三）　一四
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一四）　一四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産九六七）　一五
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同九六八）　一六
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同九六九）　一七
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同九七〇）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・裁決取消訴訟の判決確定関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二五
会社その他
会社決算公告　三三

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第六号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第三項及び第二十二条第三項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第三十五条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条の二の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 ［一　略］ 二　個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類又は映像面 ［2～4　略］ （個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法） **第十五条**　法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （利用者証明利用者確認の際に提出する書類） **第四十一条**　法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 ［一　略］ 二　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類又は映像面 ［2～4　略］ （認証業務情報の開示請求の方法） **第七十五条**　［略］ 2　開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面を、機構に対して開示請求を行う場合にあっては機構に、令第二十六条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して開示請求を行う場合にあっては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。 ［一　略］	（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 ［一　同上］ 二　個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類 ［2～4　同上］ （個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法） **第十五条**　法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （利用者証明利用者確認の際に提出する書類） **第四十一条**　法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 ［一　同上］ 二　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類 ［2～4　同上］ （認証業務情報の開示請求の方法） **第七十五条**　［同上］ 2　開示請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を、機構に対して開示請求を行う場合にあっては機構に、令第二十六条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して開示請求を行う場合にあっては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。 ［一　同上］

二　開示請求について、開示請求者が本人であること及び当該開示請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機構又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該開示請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類又は映像面

［3　略］

（認証業務情報の訂正等請求の方法）

第七十六条　［略］

2　訂正等請求者は、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面を、機構に対して訂正等請求を行う場合にあっては機構に、令第二十九条第二項の規定により住所地市町村長を経由して機構に対して訂正等請求を行う場合にあっては住所地市町村長に対して、提示又は提出しなければならない。

［一　略］

二　訂正等請求について、訂正等請求者が本人であること及び当該訂正等請求が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他機構又は住所地市町村長が適当と認める方法により当該訂正等請求者に対して文書で照会したその回答書及び機構又は住所地市町村長が適当と認める書類又は映像面

［3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置） **第三条**　個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。 ［一　略］ 二　次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。 ［イ　略］ ロ　官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）の送信を受けること。 ［ハ・ニ　略］	（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置） **第三条**　［同上］ ［一　同上］ ［二　同上］ ［イ　同上］ ロ　官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十条第三号ロにおいて同じ。）の送信を受けること。 ［ハ・ニ　同上］

（市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置）

第四条　令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

［一・二　略］

三　前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）の映像面であって、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示を受けた場合にあっては、イに掲げる書類）

［イ・ロ　略］

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び前号ロに掲げる書類）

［イ・ロ　略］

五　前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号ロに掲げる書類（映像面の提示を受けた場合にあっては、回答書）

イ　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類の提示を受ける措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

［(1)・(2)　略］

(3)　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書又は検針票

［ロ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

（市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置）

第四条　［同上］

［一・二　同上］

三　前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類

［イ・ロ　同上］

五　前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号ロに掲げる書類

イ　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が令第十三条の二第二号の主務省令で定める措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

［(1)・(2)　同上］

(3)　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

［ロ　同上］

省　令

○国土交通省令第六十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の四第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（水バラスト記録簿） **第十二条の十四の十六**　法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。	（水バラスト記録簿） **第十二条の十四の十六**　法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。
有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業	有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業
一　水域からの水バラストの積込み（第六号に掲げるものを除く。）	一　船舶への水バラストの積込み（第五号に掲げるものを除く。）
二　水域への水バラストの排出（第六号に掲げるものを除く。）	二　船舶における水バラストの循環又は処理
三　水域への水バラストの排出（第五号に掲げるものを除く。）	
事　項	事　項
1　開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 2　完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深） 3　水バラストを積み込んだタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 4　積み込んだ水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量 5　有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 6　水バラストの処理方法 7　作業を担当した船舶職員の署名	1　積込みの日時 2　積込みを行つた港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。）及び水深（港外の場合に限る。） 3　積み込んだ水バラストの概量 4　作業を行つた船舶職員の署名
1　開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 2　完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深） 3　水バラストを排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号	1　循環又は処理の日時 2　循環し、又は処理した水バラストの概量 3　循環又は処理が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 4　作業を行つた船舶職員の署名
	1　排出の日時 2　排出を行つた港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。） 3　排出した水バラストの概量及び残留量

	4　排出した水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量 5　有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 6　水バラストの処理方法 7　作業を担当した船舶職員の署名
三　水バラストの交換	1　開始時刻及び位置（緯度及び経度） 2　完了時刻及び位置（緯度及び経度） 3　水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（第十二条の十四の三第二項第一号ロに掲げる水域で交換をした場合にあつては、当該水域の名称） 4　有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別及び交換の方式 5　水バラストを交換したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 6　交換した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量 7　積み込んだ水バラストの処理方法 8　作業を担当した船舶職員の署名
四　水バラストの内部循環処理又はタンク内処理	1　開始時刻 2　完了時刻 3　水バラストの内部循環処理又はタンク内処理をしたタンクその他影響を受けたタンクの識別記号（供給元のタンクと供給先のタンクがある場合はそれぞれの識別記号） 4　処理した水バラストの総量 5　水バラストの処理方法 6　作業を担当した船舶職員の署名
五　港湾施設若しくは受入施設からの水バラストの積込み又は港湾施設若しくは受入施設への水バラストの処分	1　開始時刻及び位置（施設の名称） 2　完了時刻 3　積込み又は処分の別 4　水バラストを積み込み、又は処分したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 5　積み込み、又は処分した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量 6　有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 7　船上での水バラストの処理方法 8　作業を担当した船舶職員の署名

	4　排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 5　作業を行つた船舶職員の署名
四　受入施設への水バラストの処分	1　積込み及び処分の日時 2　積込みを行つた港の名称又は施設の位置 3　処分を行つた港の名称又は受入施設の名称及び位置 4　積み込み、又は処分した水バラストの概量 5　処分の状況及び理由 6　処分が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 7　作業を行つた船舶職員の署名
五　事故その他の理由による例外的な船舶への水バラストの積込み又は水域への排出	1　積込み又は排出の日時 2　積込み又は排出を行つた港の名称又は船舶の位置 3　積み込み、又は排出した水バラストの概量 4　積込み及び排出の状況及び理由 5　排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて行われたかどうかの別 6　作業を行つた船舶職員の署名

六　事故その他の理由による水バラストの流入又は流出その他例外的な積込み又は排出	1　開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 2　終了時刻 3　流入、流出、積込み又は排出の別 4　水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 5　流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量 6　流入、流出、積込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項 7　作業を担当した船舶職員の署名
七　有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業	1　発生時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 2　積込み又は排出の別 3　警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明 4　復旧時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 5　作業を担当した船舶職員の署名
八　タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分	1　開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 2　完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 3　作業を行つたタンクの識別記号 4　受入施設へ処分した場合にあつては、その総量及び施設の名称 5　有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあつては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深 6　作業を担当した船舶職員の署名

（削る）

2　前項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

3　法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第五号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。

2　前項の規定によるほか、有害水バラスト処理設備に故障その他の異常が発生した場合は、当該異常が発生した時刻及び原因並びに作動可能な状態になつた時刻を水バラスト記録簿に記載しなければならない。

3　前二項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4　法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第四号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。

第１号の９の５様式（第12条の14の16関係）

（一）

水バラスト記録簿
BALLAST WATER RECORD BOOK

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約
INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE CONTROL AND MANAGEMENT OF SHIPS' BALLAST WATER AND SEDIMENTS

船　　名
Name of Ship　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国際海事機関船舶識別記号
IMO number　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

船舶番号又は信号符字
Distinctive numbers or letters　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

総　トン　数
Gross tonnage　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

旗　　国
Flag　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

水バラスト容積（立方メートル）
Total Ballast Water capacity (in cubic meters)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国際水バラスト管理証書番号
Number of the International Ballast Water Management Certificate　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期　　間　　から　　まで
Period　　from＿＿＿＿＿＿＿＿　　to＿＿＿＿＿＿＿＿

有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載されているバラストタンク（水バラストを搭載することが可能な多目的タンク、スペース又は区画を含む。）の配置図は、この水バラスト記録簿と一体をなすものである。

A diagram identifying the ballast tanks of the ships, corresponding to the ballast water management plan, including any multi-use tank, space or compartment designed to allow carriage of ballast water, is integral to and shall be a part of this ballast water record book.

第一号の九の五様式を次のように改める。

（二）

水バラスト作業の記録
RECORD OF BALLAST WATER OPERATIONS

船名
Name of Ship ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国際海事機関船舶識別記号、船舶番号又は信号符字
IMO number, Distinctive number or letters ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日 Date	符号 Code (文字) (letter)	項目 Item (番号) (number)	作業の記録及び担当職員の署名 Record of operations/ signature of officers in charge

船長の署名
Signature of Master ＿＿＿＿＿＿＿＿

（三）

備考

１　次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付及び当該作業の内容を表す番号を記入するとともに、必要な詳細事項を「作業の記録及び担当職員の署名」の欄に記入すること。

２　国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

３　概量、総保有量、総量等の体積の記載は、立方メートルによること。

記録すべき作業の内容及びその番号

符号	番号	作　業　の　内　容
(A)		水域からの水バラストの積込み（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを積み込んだタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	積み込んだ水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	.6	水バラストの処理方法
(B)		水域への水バラストの排出（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	排出した水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	.6	水バラストの処理方法
(C)		水バラストの交換又は 水バラストの内部循環処理若しくはタンク内処理
	1	水バラストの交換
	.1	開始時刻及び位置（緯度及び経度）

		.2	完了時刻及び位置（緯度及び経度）
		.3	水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（Ｂ－４規則２の水域（注１）で交換をした場合にあっては、当該水域の名称）
		.4	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別及び交換の方式がシークエンシャル方式、フロースルー方式又はダイリューション方式のいずれであるかの別（注２）
		.5	水バラストを交換したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
		.6	交換した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
		.7	積み込んだ水バラストの処理方法
	2		水バラストの内部循環処理又はタンク内処理
		.1	開始時刻
		.2	完了時刻
		.3	水バラストの内部循環処理又はタンク内処理をしたタンクその他影響を受けたタンクの識別記号（供給元のタンクと供給先のタンクがある場合はそれぞれの識別記号）
		.4	処理した水バラストの総量
		.5	水バラストの処理方法
(D)			港湾施設若しくは受入施設からの水バラストの積込み又は港湾施設若しくは受入施設への水バラストの処分
		.1	開始時刻及び位置（施設の名称）
		.2	完了時刻
		.3	積込み又は処分の別
		.4	水バラストを積み込み、又は処分したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
		.5	積み込み、又は処分した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
		.6	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
		.7	船上での水バラストの処理方法
(E)			事故その他の理由による水バラストの流入又は流出 その他例外的な積込み又は排出
		.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）

	.2	終了時刻
	.3	流入、流出、積込み又は排出の別
	.4	水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.5	流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量
	.6	流入、流出、積込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項
(F)		有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業（注３）
	.1	発生時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	積込み又は排出の別
	.3	警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明
	.4	復旧時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
(G)		タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.3	作業を行ったタンクの識別記号
	.4	受入施設へ処分した場合にあっては、その総量及び施設の名称
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあっては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深
(H)		追加的な作業手順

注　１　Ｂ－４規則２の水域：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号ロに掲げる水域をいう。

注　２　シークエンシャル方式：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号の表第１号下欄イ（１）に規定する方式をいう。
　フロースルー方式：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号の表第１号下欄イ（２）に規定する方法のうち、流す方式をいう。
　ダイリューション方式：海防法施行規則第１２条の１４の３第２項第１号の表第１号下欄イ（２）に規定する方法のうち、落とす方式をいう。

注　３　「故障又は動作不能」には、正常に有害水バラストを処理できなくなっている可能性を示すような有害水バラスト処理設備の誤動作、停止又は警報を含む（定例的な情報及び警告を除く。）。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の四第二項の規定による水バラスト記録簿への記載については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和七年一月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。